

第5 精強な初動警察態勢の確立（警務）

1 初動警察刷新強化（警務）

- (1) 意識改革の徹底（警務）
 - ア 通信指令を中心とする初動警察刷新強化の重要性に関する意識改革の徹底（警務・通指・地域）
- (2) 通信指令機能の強化（通指）
 - ア 緊急通報への的確な対応（通指・地域・警務）
 - イ 通信指令への情報の集約及び関係部門との連携強化（通指・地域・捜一・交指・備一）
 - ウ 通信指令システムの強化（通指）
 - エ 警察署通信室の機能強化（通指・地域・警務）
 - オ 通信指令を担う人材の育成（通指・教養・学校・地域）
- (3) 初動警察における事案対応能力の強化（通指）
 - ア 警察署当直の事案対応能力の強化（通指・学校・地域・捜一・交指・備一）
 - イ 警察機動力の連携強化（地域・通指・機捜・交機・高速）
 - ウ 無線の効果的活用等（通指・地域）
 - エ 実戦的総合訓練の推進（教養）

2 初動捜査の高度化（刑企）

- (1) 組織の総合力を発揮した初動捜査の推進（刑企）
 - ア 関係部門が連携した初動捜査の推進（刑企・地域・通指・生環）
- (2) 客観的な証拠の収集方法の整備強化（刑企）
 - ア 鑑識体制の充実・強化による現場鑑識活動の徹底（鑑識）
 - イ 現場鑑識能力の向上等（鑑識）
 - ウ 資機材等の活用及び施設整備の充実に向けた対応（鑑識・科捜研）
 - エ 科学捜査力の充実・強化（科捜研）
 - オ 鑑定体制の充実・強化及び鑑識鑑定官等の育成（鑑識・科捜研）
- (3) 適正な死体取扱業務の推進（捜一）
 - ア 死因究明体制の強化（捜一）
 - イ 検視支援装備資機材の整備（捜一）
- (4) 犯罪の追跡可能性の拡充（刑企）
 - ア 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速・的確な犯罪捜査への協力確保（刑企）
 - イ 県民からの情報提供の促進（刑企）
 - ウ 車両捜査支援システムの一層の整備・活用（刑企）
 - エ 情報分析支援システム（C I S - C A T S）の効果的活用の推進（刑企）
 - オ 犯罪者プロファイリングを活用した総合的な情報分析の推進（刑企・科捜研）

3 観光地等における各種事故への初動対応（地域）

- (1) 水難及び山岳遭難対策の推進（地域）
 - ア 救助体制の確立と救助技術の向上（地域・備二・機動）
 - イ 救助活動用装備資機材の整備（地域・機動）
 - ウ 関係機関・団体との連携（地域）
 - エ 遭難防止のための広報啓発活動の推進（地域・広聴）
- (2) 突発的に生じる群衆の滞留・混乱による雑踏事故等対策の推進（地域）
 - ア レジャー施設等に係る実態把握の推進（地域）
 - イ 事故発生に備えた初動体制の確立（地域・通指・交規・捜一）
 - ウ 装備資機材の整備（地域）

第5 精強な初動警察態勢の確立

課題目標（主指標）：車両捜査支援システムの整備数							
	(現状値・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(2基)	2基	4基	1基	1基	1基	1基

施策目標（副指標）：通信指令技能指導者等による教養実施回数							
	(現状値・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(91回)	100回以上	200回以上	200回以上	200回以上	200回以上	200回以上

施策目標（副指標）：無線通話技能効果測定認定率							
	(現状値・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(-)	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

施策目標（副指標）：上級鑑識技能検定取得者数（累計）							
	(現状値・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(735人)	820人	890人	950人	1,000人	1,050人	1,100人

施策目標（副指標）：捜索救助訓練実施回数							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(24回)	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上

平成23年12月時点修正

課題目標の「車両捜査支援システムの整備数」については、三重県総合計画「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の終了に伴い、整備基数を累計から単年度表記に変更した。

1 初動警察刷新強化

平成21年4月より全国警察を挙げて推進している「通信指令を中心とする初動警察刷新強化」の取組については、「初動警察刷新強化のための指針」（以下「指針」という。）に基づき、本県警察においても各種施策を推進している。

(1) 意識改革の徹底

ア 通信指令を中心とする初動警察刷新強化の重要性に関する意識改革の徹底

あらゆる事態に対して、いついかなるときも的確に即応することは、警察の重大な責務であり、県民が強く望んでいる。

しかし、社会の不安定化・流動化が進み、治安事象が複雑化する中、通常では考えられない想定外の事案が発生するおそれは否定できず、警察を取り巻く情勢はますます厳しくなっており、通信指令を中心とする初動活動の重要性は一層高まっている。

【現状と課題】

本県警察では、初動警察刷新強化を図るため、指針に基づき

- 通信指令機能の強化
- 通信指令を担う人材の育成強化
- 初動警察における事案対応能力の強化

について推進している。

また、平成22年3月の組織改編において、生活安全部通信指令課に、警察署の通信指令業務に従事する警察官等の技術向上など、初動警察活動を強化するための指導・教養を担当する「指令指導係」を新設した。

しかし、事後の警察活動の成否を大きく左右する通信指令を中心とする初動警察活動の刷新強化に係る取組の重要性について、幹部職員はもとより全職員の意識改革を引き続き徹底していく必要がある。

【推進方針】

指針に基づき推進している上記施策を効果的に推進していくことに加え、平成21年9月に制定された「警察通信指令に関する規則」（平成21年9月28日・国家公安委員会規則第9号）の趣旨に鑑み、全警察職員が部門の枠を越え、組織の総合力を挙げた取組の必要性と重要性を再認識するとともに、重要事件、特に、人命に関わる事案発生時における人命を最優先とした迅速・的確な初動対応が組織全体で確実に履行されるよう、必要な人的配置、教養及び士気高揚方策等を推進していく。

(2) 通信指令機能の強化

近年、相次ぐ無差別殺傷事件、突発的な集中豪雨の発生など、警察事象の多様化・スピード化を受け、時代の要請に応える初動警察であり続けるため、位置情報通知システムなどの通信指令システム整備のほか、生活安全部通信指令課指令室（以下「指令室」という。）員が急訴の事件・事故等110番通報に専念できるようにするため、県民に対する各種啓発活動を推進する。

《過去5年間の110番受理状況》

	有効受理件数	携帯電話等受理件数	構成率
平成18年	99,276件	67,256件	67.7%
平成19年	98,101件	67,861件	69.2%
平成20年	102,101件	71,878件	70.4%
平成21年	104,838件	73,591件	70.2%
平成22年	108,583件	77,649件	71.5%

ア 緊急通報への的確な対応

指令室員は、あらゆる事件・事故等に迅速・的確に対応し、犯人検挙や被害拡大防止を図っているが、災害等有事の際に指令室等の業務を支援する要員を確保するほか、真に緊急の通報受理に専念するための広報啓発活動をより効果的に推進する。

【現状と課題】

最近では、緊急を要しない困りごとなどの通報が増加していることから、警察安全相談等に係る受理体制を整備する必要があるとともに、「110番の日」のほか、「110番広報強化日」を定めイベントを開催するなどして110番制度の周知と正しい利用の促進を呼び掛ける広報啓発活動の推進、関係機関との連携強化等の取組を一層推進する必要がある。

「110番の日」（1月10日）

「110番広報強化日」（4月10日、7月10日、10月10日）

【推進方針】

今後もケーブルテレビ、ラジオ等の各種広報媒体及び駅、ショッピングセンター等の街頭におけるイベントを活用して効果的な広報啓発活動を継続的に実施し、正しい110番通報を呼び掛けるとともに、悪質な通報については事件化を視野に入れた悪性立証等の証拠保全に努める。

イ 通信指令への情報の集約及び関係部門との連携強化

迅速・的確な初動警察活動を実施する上で、現場において収集した情報の組織的な共有化を図るため、特に、重大事案認知時にあっては現場警察官から指令室への飛び越え報告を徹底するほか、初動警察の指揮に資する各種情報の指令室への集約を推進する。

また、重大事案発生時には速やかに緊急配備を発令するとともに、事案の主管部門の体制が確立するまでの初動警察活動について、迅速な体制の構築及び円滑な事案引継ぎが行えるように関係部門との連携を図る。

《過去5年間の緊急配備発令状況》

	緊急配備発令状況
平成18年	92件
平成19年	69件
平成20年	83件
平成21年	100件
平成22年	61件

《検挙事例》

平成22年4月、元妻を包丁で刺して車両で逃走した元夫を緊急配備中の警察官が発見検挙した。

《検挙事例》

平成22年8月、拳銃様の物を所持して宝石店に押し入り、店員を脅して現金及び指輪を奪って逃走した被疑者を緊急配備中の警察官が発見・検挙した。

【現状と課題】

定期的に重大事案発生を想定した緊急配備訓練を実施しているが、現場対応警察官の現場措置要領等に対する指揮・指令技能の向上及び必要な情報の吸い上げ、円滑な事案引継ぎの対応状況等を確認・検証することで、訓練の更なる練度の向上を図る必要がある。

【推進方針】

無線通話技能向上に配慮した実践的な無線訓練を反復継続して実施することにより通信指令への情報の集約に資するほか、緊急配備箇所での点検等を踏まえた検証と見直しを行い、効果的な緊急配備に備える。

ウ 通信指令システムの強化

110番通報や現場から収集した情報を効果的に活用するには、通信指令システム（以下「指令システム」という。）の充実が極めて有効である。音声のみの無線

では正確に伝えることができない地図、写真、110番受理内容等の情報を一元的に把握・管理し、各種事件・事故等に迅速・的確に対応するため、最先端のIT技術を駆使した通信指令システムを整備する。

《指令システムの概要》

位置情報通知システム、カーロケータシステム、警察署端末システム、緊急配備支援システム、大型表示システム、地図情報システム

【現状と課題】

現行の指令システムは、平成16年4月1日から運用を開始しているが、IT機器の耐用年数は短く、通年24時間連続稼働していることから、機器経年劣化によるシステム障害が年々増加している。

また、昨今の犯罪情勢に的確に対応するため、平成23年3月から運用を開始した最新の機能を備えた新通信指令システム（以下「新指令システム」という。）の各種機能を最大限に活用し、初動警察における事案対応能力の更なる強化を図る必要がある。

【推進方策】

災害危険箇所、冠水危険箇所等のデータを更に充実させて有事に備えるとともに、警察職員から受けた要望意見を新指令システムに反映させ、更なる高機能方策を図る。

エ 警察署通信室の機能強化

警察署に通報される緊急通報の受理、指令室からの指令や手配に対する対応、現場臨場した警察官への指示等を行う警察署通信室が、指令室と同様に通信指令の一翼としての役割を果たすため、通信指令に従事する警察署員に対する指導・教養を実施し、その機能を充実強化する。

【現状と課題】

重大事案を警察署、交番等で認知した場合、警察署通信室が中心となって無線機を活用して現場からの報告、情報の集約等を行い、事案対応を行っている。今後も、警察署通信室が積極的に情報を収集し、必要に応じて現場警察官に指令、手配等を行い、指令室と相互に密接な連絡を保持しながら業務を遂行する必要がある。

【推進方針】

警察署通信室が果たすべき、初動警察活動の司令塔としての役割を再認識させ、情報集約、現場警察官に対する指揮・指令等の無線通話技能向上を目的とした教養・訓練等を実施する。

《三重県警察通信指令競技会の開催》

平成21年、警察署の司令塔としての役割を担う警察署通信室員の指揮・指令能力の向上及び初動対応に従事する現場警察官の無線通話技能の向上を目的とした三重県警察通信指令競技会を開催し、競技会に向けた教養・訓練を通じて初動対応能力の向上を図った。

今後も継続して同競技会を開催し、更なる技能向上に努める。

オ 通信指令を担う人材の育成

通信指令を初動警察活動の司令塔として位置付け、新指令システムの整備と同時にそれを使いこなす「人」の技能向上により通信指令を担う人材の育成に取り組む必要がある。

【現状と課題】

年々増加する110番通報に対応するため、指令室員の増員と適任者の配置、先進県警察への視察及び短期派遣研修等を通じて技能向上を図る。

さらに、通信指令業務に適性を有する者を把握するための検定制度及び熟練者の卓越した通信指令技能の伝承と指導体制を強化するための技能指導者制度を活用した通信指令を担う人材育成を図る必要がある。

《人材の育成強化》 ※ 平成23年3月31日現在

- ・ 通信指令技能検定（上級：2人、中級：12人、初級：88人）
- ・ 通信指令技能指導者（技能指導官：1人、技能指導員：3人、準技能指導員18人）

【推進方針】

各署に配置された通信指令準技能指導員が中心となり所属職員に対し、無線通話に関する指導教養を実施するほか、生活安全部通信指令課に配置された通信指令技能指導官又は技能指導員が各署に赴き無線通話技能の向上に向けた各種指導を実施し、本県における無線通話技能の底上げを図る。

また、平成22年4月に生活安全部通信指令課に新設した指令指導係の充実強化及び有効活用を図る。

(3) 初動警察における事案対応能力の強化

事件・事故等発生直後における初動対応は、発生した事案に対し、時間的余裕がない中で行われるものであるため、迅速・的確な事案対応能力が必要不可欠である。

そのため、事案ごとにあらゆる面から総合的な検証を実施し、個々の事案に対する対応能力を強化していく。

ア 警察署当直の事案対応能力の強化

警察署の当直司令を始めとする当直職員（以下「警察署当直」という。）は、夜間及び休日において警察署の各種事案対応の第一次的な責任を有しているため、警察署通信室と同様に警察署レベルにおける事案対応能力の向上に努める。

【現状と課題】

夜間及び休日に発生した事案に対して責任を負う警察署当直が行う指令は、その内容の適否が初動警察活動やその後の捜査活動の成否を大きく左右する。

したがって、警察署当直が担う責務と果たすべき役割を認識させる必要がある。

【推進方針】

警察署当直の担当者を含む警察署通信室担当者を対象として、事案に応じた情報の吸い上げ等により具体的な指揮・指令を行う教養訓練の実施や事案対処マニュアルなどの整備を行い、夜間及び休日を含めた警察署単位での事案対応能力の向上に努める。

イ 警察機動力の連携強化

【現状と課題】

パトカーや警察用航空機・船舶等を有効に活用し、管内のパトロールのほか、各種事件事故、山岳遭難・水難、災害等の事案発生時における初動対応に当たっているが、特に、突発的な重大事件・災害等に対して迅速・的確な初動対応を行うためには、各機動力の総合的かつ効果的な運用がなされるよう各部門の連携を一層強化する取組が必要である。

【推進方針】

広域化・スピード化する警察事象に迅速・的確に対応するために、車両等の計画的な整備を行うとともに、通信指令システムの高度化、組織横断的な実戦的訓練等を実施し、事件の早期解決のための事案対応能力の強化を図る。

ウ 無線の効果的活用等

迅速・的確な初動警察活動を推進する上で警察無線の効果的な活用及び不感地帯対策は、事案の現場において収集した情報を組織的に共有するために極めて重要である。そのため無線機器操作要領の習得とともに、無線機が使用できる環境を調査し、改善する。

【現状と課題】

緊急事案の発生に備え、必要な時に緊急発信機能が適切に活用できるよう反復した教養訓練に努めている。

また、全警察職員が無線機の特性を習熟するとともに、聴取体制を確保し、事案拡大のおそれが少しでも認められる場合には、必要な措置を講じ、素早く立ち上がるため、無線の一層効果的な活用を図る必要がある。

【推進方針】

若手警察官に対し、無線機を使用した報告の重要性について教養するほか、無線機器の操作要領及び通話技能の向上を図るため、効果測定を実施して個々の能力を把握し、それに応じた指導等により質的向上を目指す。

また、無線感度調査を適宜実施し、無線感度の悪い地域において、無線機器の各種機能が有効に活用できるように知識・技能の向上を図る。

エ 実戦的総合訓練の推進

初動警察における現場対応能力及び指揮能力を高めるためには、実戦的総合訓練を反復継続して実施する。

※ 実戦的総合訓練とは、第一線の現場の取扱状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、制圧・逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式（役割演技法）により実施又は指揮する訓練をいう。

【現状と課題】

実戦的総合訓練は、平成19年度から精強な第一線警察構築の一環として全国警察を挙げて推進しているものであるが、初動警察活動の重要性の高まりに伴い、平成21年度からは、迅速・的確な初動措置と通信指令機能の充実強化に重点指向した訓練を推進している。

若手警察官による現場対応措置訓練は、積極的に実施されているものの、司令塔たる警察署当直による指揮訓練の更なる推進が必要である。

また、警察署当直は、初動警察活動の要であり、困難な事態であっても的確に指揮をとる能力が求められている。

【推進方針】

重大事案発生時において、組織の瞬発力が遺憾なく発揮されるよう、警察本部及び各警察署のプロジェクトチームを活性化し、各部門が参画した実戦的総合訓練を効果的かつ効率的に推進する。

しかし、大量退職により、在級年数が短く、捜査実務経験の少ない幹部が増加するという問題を抱えていることから、捜査実務経験の少ない幹部等に対して、刻々と変化する状況で事件捜査指揮等を体験させる当直指揮訓練を反復して実施する。

2 初動捜査の高度化

犯罪捜査を取り巻く情勢は、深刻な無罪事件等が相次ぎ、大変厳しい状況にあるが、重要凶悪事件等に的確に対応するため、21世紀にふさわしい「新しい刑事警察への転換」と捉え、科学捜査力を活かした客観的証拠重視の捜査を展開していく。

(1) 組織の総合力を発揮した初動捜査の推進

ア 関係部門が連携した初動捜査の推進

【現状と課題】

平成21年中の凶悪犯の検挙率は、70.8%にとどまり、80.0%の目標（県民しあわせプラン第二次戦略）に達成には至らなかった。

県民に強い不安を与えるこの種犯罪に対応するためには、客観的な証拠を収集するための初動段階における捜査を進化させ、高度化させる必要がある。そのためにはまず、初動段階において、関係部門の捜査力を最大限かつ集中的に投入した捜査を推進することが必要不可欠であることから、組織の総合力を発揮し得る初動体制の確立を図っていく必要がある。

《凶悪犯検挙率》

・ 平成19年	81.9%
・ 平成20年	88.2%
・ 平成21年	70.9%
・ 平成22年	80.7%

【推進方針】

事件発生直後には、犯人はもとより、証拠物、データ、情報が現場周辺に多数存在するが、時の経過とともにこれらが散逸することに鑑み、可能な限り早期に、関係部門を含め最大限の人員を投入するなど、組織の総合力を発揮した初動捜査を展開し、犯人を現場やその周辺で逮捕し、現場及びその周辺の証拠物や目撃者の証言等の迅速・確実な確保並びに的確な現場保存を図っていく。

また、関係部門の保有する情報等も含め、捜査に必要な資料の速やかな入手・分析を行い、それを集約するなど、関係部門が緊密に連携し、効率的な初動捜査を推進していく。

(2) 客観的な証拠の収集方法の整備強化

「足利事件における警察捜査の問題点等について」に指摘されているとおり、これからの捜査活動においては、「より客観的資料に依拠した捜査力の向上」が強く求められている。

また、近年の科学技術の発展により、鑑識・鑑定技術が高度化し、従来では困難であった資料の解析が可能となってきていることから、初動捜査において、これらの資料を確実に採取することが重要である。

初動捜査における客観的証拠の収集方法を整備強化するため、鑑識専務員の現場臨場率及び鑑識・鑑定技能の向上等現場鑑識活動を徹底するための施策を推進する。

ア 鑑識体制の充実・強化による現場鑑識活動の徹底

初動捜査において客観的証拠を収集するためには、資料の劣化、散逸を防ぐとともに、適正な採取を徹底するため、鑑識専務員の確実かつ早期の現場臨場が必要で

あり、鑑識体制の充実・強化等現場鑑識活動の徹底を図っていく必要がある。

【現状と課題】

平成22年度地方警察官増員において鑑識専務員 8 人の増員が容認され、犯罪の発生状況が深刻な四日市南、鈴鹿警察署に各 4 人を増員の上、鑑識専務員が常駐する 3 交替制勤務体制とし、犯罪現場における客観的資料収集の徹底を図っているところ、凶悪犯罪、侵入窃盗犯等重要犯罪における鑑識専務員の現場臨場率を更に向上させる必要がある。

《過去 3 年間の重要犯罪における鑑識専務員の現場臨場率》

	重 要 犯 罪		侵入窃盗
	凶 悪 犯	そ の 他	
平成19年	97.7%	72.2%	93.4%
平成20年	96.9%	76.6%	93.9%
平成21年	96.6%	81.7%	95.1%

【推進方針】

凶悪犯罪はもとより、侵入窃盗犯等重要犯罪の現場への早期かつ確実な臨場による現場鑑識活動を徹底するため、鑑識専務員の常駐体制を実施した四日市南・鈴鹿警察署の運用状況を検証するとともに、刑事部鑑識課機動鑑識隊及び警察署の鑑識系の運用方法を検討し、鑑識専務員の現場臨場率の向上を図る。

イ 現場鑑識能力の向上等

現場鑑識活動を徹底し、客観的証拠の収集方法を整備するためには、高度な専門的知識及び技能を有する鑑識専務員の育成はもとより、犯罪現場で鑑識活動に従事する地域警察官等が自信を持って活動できるよう、組織全体の現場鑑識能力の底上げを図る必要がある。

【現状と課題】

鑑識専務員については、専門職たる高度な専門的知識及び技能が必要であるところ、これら鑑識専務員に必要な技能は短期間で習得できるものではないため、実戦塾の開催等実効ある教養を推進していく必要がある。

また、現場鑑識活動に従事する鑑識代行員、地域警察官等に対しては、日々進歩する鑑識技術に的確に対応し、自信を持って鑑識活動を行う技能を習得させる必要がある。

《過去 3 年間の鑑識技能検定（上級検定）の取得状況》

	総 合 上 級	科 目 別 上 級	合 計
平成20年 4 月 (人)	175(－1)	446(－10)	621(－11)
平成21年 4 月 (人)	175(±0)	495(+49)	670(+49)
平成22年 4 月 (人)	183(+8)	552(+57)	735(+65)

【推進方針】

高度な専門的知識及び技能を有する鑑識専務員に登用された者については、その能力の把握に努めるとともに、高度化する分析・鑑定技術に対応するため、実戦塾及び鑑識実務研究発表会の継続的な開催等、実効ある教養等の推進により、

鑑識能力の向上を図る。

また、鑑識活動に従事する鑑識代行員、地域警察官等については、巡回教養を通じて、高度化する鑑識技術を習得させるとともに、鑑識技能検定（上級検定）の機会を年2回設定するなど、積極的な受検を奨励し、鑑識技能の普及・徹底とその向上を図る。

《鑑識技能検定（上級検定）の取得者数（目標）》

	総合上級	科目別上級	合計
平成23年4月(人)	190(+8)	630(+77)	820(+85)
平成24年4月(人)	195(+5)	695(+65)	890(+70)
平成25年4月(人)	200(+5)	750(+55)	950(+60)
平成26年4月(人)	205(+5)	795(+45)	1000(+50)
平成27年4月(人)	210(+5)	840(+45)	1050(+50)
平成28年4月(人)	215(+5)	885(+45)	1100(+50)

ウ 資機材等の活用及び施設整備の充実に向けた対応

裁判員制度の導入や公訴時効の廃止・延長及び匿名性の高い犯罪の出現等により従来にも増して客観的証拠の収集が必要とされている。DNA型鑑定等の科学捜査による客観的立証は、裁判員の的確な心証形成にも大きく資することが期待され、今後も科学捜査力の強化を推進し、鑑定の証拠能力の確保をしていくために、最新の資機材等の活用を図るとともに、施設設備の充実に推進していく。

【現状と課題】

科学技術の進歩により、鑑識・鑑定技術が高度化し、従来では採取や解析が不可能であったものが可能となってきていることから、資料採取に当たっては、資料の特性を理解した上で、最新の鑑識技術や各種資機材を活用する必要があるほか、資機材の開発・改善についても積極的に取り組んでいく必要がある。

また、科学捜査研究所の施設面において、近年、増強された鑑定機器等により施設の狭隘化が進むなどしている中で、一層の科学捜査力の強化を推進し、鑑定の証拠能力の確保等をしていくためには、施設設備の改善及び将来を見据えた施設の整備が課題であることから、「別庁舎建設」を含めた施設設備の充実に推進していかなければならない。

《潜在指紋検出法（SB法）の開発と効果的活用事例》

- ① 平成21年3月発生した「JA鈴鹿に対する多額現金強盗事件」において、犯行使用車両から指掌紋を検出し事件検挙に寄与した。
- ② 平成21年7月発生した「ビデオ販売店における持凶器強盗傷人事件」において、遺留品から指掌紋を検出し、事件検挙に大きく寄与した。

【推進方針】

各種資機材の取扱要領を習熟させるための執務資料の発行、巡回教養の実施等により、実効ある教養を推進するとともに、鑑識実務研究発表会等を開催し、第一線現場のニーズに応じた資機材の開発改善に努めていく。

また、科学捜査研究所の施設を充実整備することで、鑑定の高度化に対応した

施設の確保、鑑定環境の向上による効率的な鑑定業務の推進と証拠能力の確保等が更に強化できるとともに、より客観的資料に依拠した捜査力の向上及び緻密かつ適正捜査を一層推進することができることから、今後、長期整備計画の策定を検討し、「別庁舎建設」を含めた施設面の対策を推進していく。

エ 科学捜査力の充実・強化

近年の科学技術の急速な発展により、DNA型鑑定の対照資料を始めとする微物の採取や分析等の鑑識・鑑定技術が高度化し、極めて微量・微細な資料の採取や分析が可能となり、その結果が証拠となり得るようになってきている。

こうした情勢の中、より効率的な犯罪捜査のため、科学捜査に係る体制の充実及び鑑定資機材の整備・高度化を推進するとともに、画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への活用を一層推進する。

また、科学捜査力を強化するためには、鑑定技術の高度化に対応する鑑定官の技術・知識の向上が不可欠であることから、各種学会、研修会及び警察庁科学警察研究所における研修等への積極的な参加を推進する。

【現状と課題】

DNA型鑑定は、平成17年9月1日に「DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）」が施行され、DNA型記録検索システムの活用により、自県のみならず他府県で発生した事件の被疑者が確認されるなど、大きな成果を上げている。本県は、「DNA型検査棟」などの設備を充実させ、より一層のDNA型鑑定の推進を図っている。

また、顔画像鑑定や音声鑑定及び薬物鑑定等は、高度で専門的な知識が特に必要な分野であり、三次元顔画像による顔画像鑑定等を始め、同画像システムによる科学技術力も日々進化している。

近い将来、三次元顔画像システム等の最先端の科学技術が導入されるに際し、スムーズな運用が可能となるよう鑑定体制を事前に構築することが課題であり、その一環として鑑定官の更なる知識の研鑽と技術の向上が必要である。

《鑑定協力者ネットワークの構築》

警察刑事部科学捜査研究所では、平成15年から、当研究所では困難な鑑定分野を補うために、部外の技術者・研究所等との鑑定協力体制を確立し、迅速かつ効果の上がる鑑定を可能にすることを目的とした鑑定協力者ネットワークを構築・運用している。

【推進方針】

科学技術を活用した犯罪捜査を強化するために、DNA型鑑定の積極的な実施とDNA型記録検索システムのデータベース化を推進するとともに、時代のニーズに的確に対応するため、最先端の科学技術等の高度化に伴う鑑定官の更なる知識の研鑽と鑑定技術の向上を推進していく。

《今後の取組》

DNA型データベースの推進にあつては、法医係のみで実施していた登録業務を指導係も実施することとし、速やかな登録を実施していく。

また、鑑定官の更なる知識の研鑽と鑑定技術の向上を推進していくため、

警察庁科学警察研究所における研修や各種学会等への計画的かつ効果的な参加を実施し、それによって新たに得た知識、技術等の成果を捜査に還元し、反映させるための場として「研究発表会」の開催を計画中である。

オ 鑑定体制の充実・強化及び鑑識鑑定官等の育成

初動捜査の高度化に伴う客観的資料の多様化や、公判に耐えうる緻密な鑑定業務の推進に対応するためには、中・長期的展望に立った鑑定体制の充実・強化及び鑑識鑑定官等の後継者育成を計画的に実施していく。

【現状と課題】

増加し、多様化する鑑定嘱託に対応するとともに、公判に耐え得る緻密な鑑定業務を推進するため、警察庁科学警察研究所への入所研修、鑑識鑑定官制度の運用等により、高度な専門的知識を有する鑑識鑑定官等の育成等を図っているところであるが、DNA型鑑定等増加傾向が顕著な鑑定業務に対応するため、中・長期的展望に立った鑑定体制の充実・強化及び鑑識鑑定官等の育成を図っていく必要がある。

【推進方針】

鑑識鑑定官候補者等の能力の把握、警察庁科学警察研究所への計画的な入所等、人事管理等に努めるとともに、退職職員の再任用や非常勤職員としての再雇用に配慮するなど、中・長期的展望に立った鑑識鑑定官等の育成を図る。

鑑識鑑定官等の中でも、鑑定業務が顕著に増加している科学捜査研究所の鑑定官については、計画的な鑑定体制の充実・強化を図るとともに、高度な専門的資格が必要なDNA型鑑定員にあっては、計画的な警察庁科学警察研究所への入所研修を実施し、鑑定員の資格が得られるよう、中・長期的展望に立った鑑定員の育成を推進していく。

(3) 適正な死体取扱業務の推進

警察においては、死体取扱数が急増した状況に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、専門的な知識を有する検視官の増強、検視業務に携わる警察官に対する教養の充実及び資機材の整備による検視体制の強化を推進している。

専門的な知識を有する検視官の育成と、検視官の現場臨場体制の一層の強化を図るとともに、検視業務に従事する捜査員の検視能力の向上を図っていく。

ア 死因究明体制の強化

【現状と課題】

死体取扱数は、平成20年以降、年間2,000体を超え10年前の約1.7倍となり、ますます増加傾向にある。そのため、専門的知識を有する検視官が積極的に関与していくことが求められるなど、死因究明業務の在り方に関し国民の関心が高まっている。

平成22年4月、刑事部捜査第一課に検視室を設置し、検視体制の強化を図ったが、一層適正な死体取扱業務を推進するため、検視官の現場臨場体制の更なる強化を図るとともに、検視業務に従事する捜査員の検視能力向上を図っていく必要がある。

【推進方針】

- 検視体制の強化と検視官の積極的な臨場
警察が取り扱う検視事案では、一体一体の死体取扱いに対する専門的知識を有する検視官のチェック機能が確実に働くよう、検視体制の強化を図るとともに、検視官の現場臨場率を向上させ、誤認検視の絶無を期していく。
- 実務能力の向上
検視の初動捜査を担当する警察署捜査員に対する検視教養を直接かつ継続的に行うことによって、検視能力の向上を図り、適正な死体取扱業務を推進する。

イ 検視支援装備資機材の整備

【現状と課題】

死体が犯罪に起因するか否かを見極める警察の行う検視業務は、死体観察、解剖の実施、薬物検査、体内画像検査等である。

しかし、全ての死体に対する解剖、薬物検査等を実施する体制及び検査試薬が整っていないのが現状であり、検視業務を迅速かつ適切に遂行して死因を特定するためには、検視官が死体の状況を早期に把握し、専門的知見に基づいて必要な指揮を行うことが不可欠である。

また、超音波画像診断装置（エコー検査装置）、X線撮影装置、薬物検査キット等の検視支援装備資機材の充実・整備が求められている。

【推進方針】

死体取扱現場からリアルタイムに画像及び音声を配信するネットワーク機器等の導入・整備（検視支援装置の導入）を図り、適正な死体取扱業務の一層の推進を図っていく。

(4) 犯罪の追跡可能性の拡充

ア 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速・的確な犯罪捜査への協力確保

犯罪の痕跡が確実に記録されるようにするため、ATMやコンビニエンスストア等に設置される防犯カメラ映像及び携帯電話の通話履歴に係る保存期間の延長、固定電話の通話履歴中の架電先電話番号の明示、自動販売機への防犯カメラの設置等の措置について、電気通信事業者、金融機関等事業者に更なる理解を求め、捜査への協力体制を確保する。

また、捜査に不可欠な情報をより迅速・的確に収集することができるよう、捜査関係事項照会書等への迅速・的確な対応を促す。

【現状と課題】

犯人検挙のためには、初動捜査を徹底し、犯罪と犯人を結びつける痕跡を確保し、これを確実に追跡していく必要がある。そのためには車両捜査支援システムによる容疑車両の手配、犯行現場周辺の防犯カメラにより撮影された画像や携帯電話の通話履歴等の入手・解析等が極めて有効であることから、車両捜査支援システムの計画的な整備、防犯カメラの設置への助言と設置状況の把握、捜査の早い段階での通話履歴等の入手等を積極的に行っていく必要がある。

【推進方針】

- 車両捜査支援システムの計画的な設置を推進する。
- 地方公共団体や民間事業者等による防犯カメラの設置時に必要な助言を行っていくとともに設置状況を把握し、初動捜査に効果的な活用を図る。
- 携帯電話の通話履歴や預貯金口座の取引履歴以外にも、犯罪追跡に有効となる日常生活で利用される各種ツールを把握し、それらの使用履歴などの入手、分析方法等について組織内での共有を図り、初動捜査における効果的な活用を図る。

イ 県民からの情報提供の促進

犯人を検挙し、事件を解決するためには、犯罪捜査に対する県民の理解と協力が不可欠である。

三重県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力及び事件に関する情報の提供を広く県民に呼び掛けていく。

また、事件発生時の目撃者や関係者等の証言等を迅速かつ確実に確保するため、平素から捜査に対する協力と情報提供を依頼する必要がある。

【現状と課題】

- 三重県警察のウェブサイトや県警だよりなどの刊行物で犯罪捜査に関する情報提供の呼び掛けを実施している。
- 長期未解決事件について、関連自治体等と連携し広報による情報提供を呼び掛け、事件風化の防止を図っているが、時間の経過とともに提供される情報件数も減少傾向にある。
- 刑法及び刑事訴訟法の一部改正により、「人を死亡させた罪（過失致死は除く。）」の公訴時効が廃止されたことを受け、事件発生から早い段階（初動段階）での情報提供を促進していく必要がある。

【推進方針】

- 三重県警察のウェブサイトやあらゆる媒体を通じ、県民に対し広く犯罪発生情報を発信していくとともに、犯罪捜査に対する情報提供を呼び掛け、情報提供の促進を図る。
- 在住する外国人に対しても同様に情報提供の呼び掛けを行っていく。
- 捜査特別報奨金制度など各種制度の積極的活用と自治体や関係団体などとの連携を図り、未解決重要事件の風化防止を図り、改めて情報提供を呼び掛けていく。
- 必要に応じて被疑者の発見、検挙や犯罪の再発防止のために被疑者の氏名等を広く一般に公表する公開捜査も行っていく。
- 初動捜査の重要性が高まるなか、公表が可能な情報は、早い段階で公表し、情報提供の促進を図る。

ウ 車両捜査支援システムの一層の整備・活用

【現状と課題】

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施するが、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。

【推進方針】

上記の課題に対処するため、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する車両捜査支援システムの整備を進めている。

また、その設置に際しては、犯罪の発生状況や新設道路における車両の流動状況等を踏まえ、被疑者検挙に向けた有効な設置地点の選定を行い、システムの充実に努める。

エ 情報分析支援システム（C I S－C A T S）の効果的活用の推進

【現状と課題】

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、被疑者の早期検挙を確保するためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進することにより、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。

【推進方針】

従来、複数のシステムを使用して行っていた各業務を集約することにより、

- ・ 1台の端末装置による幅広い業務での使用
- ・ 各業務間の連携による重複入力を排除した横断的な検索
- ・ 犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、様々な情報と組み合わせるなどして行う犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等の総合的な分析

が可能となる情報分析支援システム（C I S－C A T S）を平成21年1月から運用し、事件捜査に活用している。

また、C I S－C A T Sについては、現在、捜査支援係において分析業務を行っているが、更に有効活用を図るため、分析手法の向上と体制の強化を図る。

なお、各署においても効果的・積極的な活用が出来るよう、教養・指導を行っていく。

オ 犯罪者プロファイリングを活用した総合的な情報分析の推進

【現状と課題】

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために、犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き込み捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」を駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、近年、より効率的で合理的な捜査を推進するため、捜査員の

「勘」と、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せ見ることにより犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。

今後、こうした捜査手法を必要な事件に対して定着させていく必要がある。

【推進方針】

プロファイリング専従者の育成、体制の整備によるプロファイリング技術の高度化、専門化を図り、捜査員に対する指導の徹底、有効活用の促進等、一般的な捜査手法として定着させていく。

3 観光地等における各種事故への初動対応

本県は、西部に鈴鹿・台高山系を始めとする山岳地帯が連なり、東部一帯は、伊勢湾、太平洋に面する地形から、毎年、多くの人々が、日帰り登山・ハイキングや潮干狩り、海水浴、魚釣り等に訪れている。

また、本県には、全国的にも著名な観光地やレジャー施設が存在し、多くの観光客が訪れることから、予測不可能な事案の発生も懸念されるところである。

こうした実態を踏まえ、観光客を含めた地域住民等の安全確保のため、各種事故の未然防止対策及び事故発生時の的確な捜索救助活動が重要である。

(1) 水難及び山岳遭難対策の推進

毎年、県内外から多数の人々が海・山に訪れ、海水浴や釣り客、登山やハイキング客等の事故が発生していることから、各種事故防止のための広報啓発活動や現場周辺におけるパトロール等を実施している。

また、水難・山岳遭難発生時には警察署で編成する救助部隊及び本部関係所属の連携はもとより、消防等関係機関と連携した迅速かつ的確な初動対応に努めている。

ア 救助体制の確立と救助技術の向上

水難及び山岳遭難発生時には、各警察署で編成する救助部隊、警察航空隊、水上警察隊及び機動隊に編成するレンジャー・アクアリング部隊が連携して捜索救助活動に当たっている。

【現状と課題】

水難及び山岳遭難は、大半が休日に発生するため、あらかじめ救助部隊を編成の上、事故発生に備えた体制確保を含め、捜索救助活動に必要な実践的訓練を実施し、事故発生時の迅速かつ的確な初動対応を行う必要がある。

【推進方針】

各警察署の第二機動隊や山岳救助隊を中心に、警察航空隊、水上警察隊等との連携に配慮した休日、夜間における迅速な体制確立を図るとともに、各部隊合同による実践的訓練を実施し、連携強化と技術の向上を図る。

イ 救助活動用装備資機材の整備

水難・山岳遭難発生時の捜索救助活動に当たっては、救助のために必要な装備資機材はもとより、捜索救助活動に従事する警察官の安全確保及び警察用航空機・船舶の必要な装備資機材の整備について検討する。

【現状と課題】

水難・山岳遭難の捜索救助活動においては、救助用の資機材はもとより、救助にあたる警察官の安全確保、円滑な救助活動に必要な装備資機材を計画的に整備する必要がある。

【推進方針】

事故発生時に必要な装備資機材は、被救助者及び警察官の人命に関わることから、既存の装備資機材の数量、損耗状況等について点検・整備を行うとともに、早期救助を行うための通信機器の整備など、新たに装備資機材の導入についても検討の上、計画的な整備を図る必要がある。

ウ 関係機関・団体との連携

水難・山岳遭難発生時には、警察だけでなく、海上保安庁、県防災航空隊、山岳連盟、水難救済会等の関係機関・団体との連携が極めて重要である。

【現状と課題】

水難及び山岳遭難発生時には、関係機関・団体と連携した捜索救助活動を行っているが、この種事故は休日等の発生が多く、平日に比べて体制確立に時間を要することから、事故を認知した時点で関係機関・団体が速やかに情報共有を図り、早期に捜索救助活動を展開する必要がある。

【推進方針】

現在、各警察署では、自治体、消防、水難救済会、山岳連盟等と連携した活動を推進し、警察本部においては、警察航空隊、海上保安庁及び県防災航空隊で組織する「三重県救難対策航空連絡会」のほか、関係機関・団体と必要な対策等について協議・検討を重ね、合同訓練を実施するなど、円滑な初動措置について調整を図る。

エ 遭難防止のための広報啓発活動の推進

水難及び山岳遭難等の事故を未然に防止するためには、幅広い地域、年齢層に対してその危険性について周知し、自主的な事故防止意識を醸成する必要があることから、関係機関・団体と連携し、又はマスコミ等を利用した広範囲でタイムリーな広報啓発活動を推進する。

【現状と課題】

県外からの観光客等による各種事故、子どもによる水難事故等が後を絶たない状況にあることから、事故発生の要因を分析の上、事故事例、発生原因、事故防止上の心得等具体的な情報をタイムリーかつ広範囲に提供するための広報啓発活動を推進する必要がある。

【推進方針】

各種事故の未然防止のため、多発期における地域警察官の街頭活動の強化を始め、ミニ広報紙や警察ホームページによる情報発信のほか、市町の広報誌、テレビ、ラジオ等マス・メディアへの積極的な素材提供により、タイムリーかつ幅広い広報活動を重点的に行う。

また、子どもの水難事故防止のため、学校、教育委員会等と連携した啓発活動を強化するほか、県外からの観光客等に注意喚起するための情報発信手段の検討を行い、より効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 突発的に生じる群衆の滞留・混乱による雑踏事故等対策の推進

平成22年4月、東京都内において、風評により多数の歩行者が突発的に道路上に集中し、数名が転倒等により負傷する事案が発生しており、予測し難い事由によって突発的な雑踏事故が生じるおそれがある。

万一、こうした事態が発生した場合には、迅速・的確な初動措置を講じ、負傷者の救護、混雑状態の解消等を図るため、体制等を確立していく。

ア レジャー施設等に係る実態把握の推進

本県では、平素から多数の歩行者の過密状態となっている地域は少ないが、神社、観光・レジャー施設等においては、行楽期以外でも何らかの事由により突発的に人

々が過密状態となり、雑踏事故に発展するおそれもあることから、この種事案の発生に備え、平素から関係施設と情報共有を図るなど、実態把握を行うことが重要である。

【現状と課題】

県内には、毎年、県内外から多数の人々が訪れる神社、観光・レジャー施設等があり、行楽期や年末年始には、主催者、関係機関・団体等と連携し、交通渋滞対策を始め雑踏警備を実施している。

また、閑散期においては、管理者等の自主警備を基本とし、事故防止に必要な指導等を行っているが、突発的な雑踏事故は予測が困難であり、東京都内の事故事例を踏まえ、事故発生時における迅速かつ的確な初動措置を講じるため、県内各地の施設等の実態を把握しておく必要がある。

【推進方針】

神社、観光・レジャー施設等を管轄する警察署及び本部関係所属において、当該施設等の管理者を始め、自治体、消防その他関係機関・団体等との連携を図り、当該施設における行事、イベント等の年間計画、予想入込客数等の情報を把握し、初動措置要領の検討に備えた基礎資料の整備を図る。

イ 事故発生に備えた初動体制の確立

突発的な雑踏事故発生時は、現場の群衆の滞留・混乱等特異な状況が生じている可能性があることから、110番通報等受理後の的確な指揮指令、状況把握のための要員確保、関係部門との連携等初動体制を確保する必要がある。

【現状と課題】

平素の雑踏警備計画において、あらゆる事故の形態、場所等を想定し、必要な体制を確保した上、初動措置要領等を策定しているが、予想外の形態や場所で突発的に発生する雑踏事故については、体制が不十分な中での対応が求められることから、警察だけでなく、施設管理者、関係機関・団体等を含めた初動体制を確立しておく必要がある。

【推進方針】

事案発生時における、迅速・的確な指揮・指令、先着警察官による現場状況の把握と組織的な情報共有のための報告・連絡、交通規制や事件捜査の必要性を考慮した警察官の派遣等一連の対応要領を策定し、必要な体制を把握、検討する。

また、負傷者救護、広報活動等に必要な関係機関、施設管理者等の体制及び措置について協議・検討を行い、初動体制の確立を図る。

ウ 装備資機材の整備

雑踏事故発生直後は、群衆の滞留や混乱が想定されることから、多数の人々を冷静に整理・誘導して、危険状態を早期に解消するため、物理的な規制や現場広報に必要な装備資機材の整備に努める。

【現状と課題】

警察においては、セーフティコーン、拡声器その他雑踏警備に必要な装備資機材について、平素から点検整備を行い、必要に応じて拡充を図っているが、各施設の状況によって必要な装備資機材も異なり、突発的に発生する雑踏事故に早期

に対応するためには、施設管理者や関係機関等が、それぞれの役割に応じた装備資機材を整備しておく必要がある。

【推進方針】

有事の際に必要な装備資機材の種類、数量等を把握・検討の上、計画的に整備を図る。また、新たに必要な装備資機材については、その必要性、運用方法を含めて導入を検討するほか、監視カメラ、広報用音響設備等については、施設管理者等に働き掛けを行い、必要な装備資機材の自主的な整備を促進する。